

鳥取県木造住宅生産者団体活動支援事業補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請提出 (6月30日まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

* 交付申請の取下げは申請書提出から20日以内に限り行うことができます。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

3. 事業開始 ※着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了 ※完了届の提出は必要ありません。

※事業の完了とは：補助対象経費の支払いがすべて完了した日とします。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

<提出書類>

実績報告書、事業報告書、収支決算書、振込依頼書、経費の証票書類の写し
開催状況写真その他必要と認める書類